

平成29年第2回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年2月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	2月14日 午前10時00分		
	閉 会	2月14日 午前11時12分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
欠席（不応招）議員	7	玉 城 みちよ		
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	8	與那嶺 好 和
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	社会教育課補佐 兼社会教育係長	嘉 陽 健
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成29年第2回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成29年2月14日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第3号	平成28年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第4号	業務委託契約について	説明・質疑 討論・採決

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成29年第2回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 吉田清尊議員及び8番 與那嶺好和議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第3号 平成28年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長 おはようございます。

議案第3号

平成28年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成29年2月14日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算(第8回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,444万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月14日

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		294,389	3,465	297,854
	1 繰入金	294,389	3,465	297,854
歳入合計		6,830,983	3,465	6,834,448

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,810,323	2,165	1,812,488
	2 児童福祉費	667,423	2,165	669,588
8 土木費		1,154,598	△2,165	1,152,433
	3 河川費	54,684	△2,165	52,519
10 教育費		854,760	3,465	858,225
	2 小学校費	73,008	3,465	76,473
歳出合計		6,830,983	3,465	6,834,448

3ページ、4ページ、5ページは割愛いたします。

6ページをお願いします。歳入、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額346万5,000円、これは1節の繰入金によるものでございます。

7ページをお願いします。歳出、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額216万5,000円、これは13節の委託料、幼保連携一体化施設整備事業によるものでございます。

8ページをお願いします。8款土木費、3項河川費、2目河川改良費、補正額が、減額の216万5,000円でございます。これは13節の委託料の減でございます。これは今帰仁城跡周辺環境整備事業の減によるものでございます。

9ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額346万5,000円、これは12節役務費、15節工事請負費が主なものでございまして、小学校の浄化槽取替工事によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時06分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午前10時06分)

これから歳入についての質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出について、質疑を行います。

質疑はありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 歳出9ページ、15節工事請負費、浄化槽の取りかえとなっていますけど、これ何人槽の浄化槽の取り替えですか。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 8番與那嶺議員の質疑について、説明いたします。

9ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費の浄化槽の何人槽かという御質疑ですが、こちらのほうは25人槽で計画をしております。

○ 東恩納寛政 議長 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 多分、今帰仁小学校の浄化槽だと思いますけれども、ふたも取れて25人槽で間に合いますか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

25人槽で間に合いますかのご質疑ですが、普通教室、2年生、3年生、4年生、5年生が使う普通教室、2階建てになりますけれども、1階、2階それぞれトイレがございます。そちらのほうの生徒数の算定によって、算出したものが25人槽というふうに出ておまして、25人槽で計画をしております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 7ページ、8ページ歳出。これ関連しますので、216万5,000円ですね、同じ金額で、プラス、マイナスを入れていますが。土木費のマイナスの216万5,000円と、民生費の216万5,000円、同じ金額でありますけど、土木費の金額をそのまま民生費に充てて調整したということで理解してよろしいですか。

それと、さっきの浄化槽の件は、今もうみんな大体、合併槽でやっていますけれども、学校は台所云々ないけど、こっちも合併槽で浄化槽はやっておられるのかですね。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま1番與儀議員の質疑について、説明します。

質疑にあったように、7ページの幼保連携にある必要事業費の組み替えという認識で考えています。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいま1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

9ページの10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の工事費の浄化槽の件でございますが、この25人という説明を先ほどいたしましたけど、普通教室に隣り合わせでありますトイレからの浄化槽でありますので、トイレ単独の浄化槽、汚水の単独の浄化槽となっております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時14分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 歳出、質疑しますが、9ページ、先ほどから皆さんが質疑しているんですが、浄化槽の件なんですけど、これ上のふたが壊れて抜け落ちたみたいなんですけれども、当初からそれは何年

経ったんですかね。

それと類似した年代に、ほかの施設にもそういったのがないのか。調査は行っているのか、その辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいま9番山城議員の質疑について、説明いたします。

今回、計画しております浄化槽につきましては、今帰仁小学校の普通教室、2年生から5年生までが使う普通教室に附随するトイレでございますけれども、そちらのほうは1階部分が昭和55年建築、2階部分が昭和56年建築となっておりまして、その1階、2階部分のトイレの浄化槽をつないでおります。建築から約37年経過しておりまして、この浄化槽の上を埋め戻して、通常管理するマンホールのふたがありますけれども、その周りのコンクリートが頑丈につくりすぎてと言ったら、ちょっと語弊があるんですが、結構厚くコンクリートがつくられておりまして、それに支えが入っていなかったということで、年数、経過するにこのコンクリートの重みでFRPの浄化槽がつぶれてしまったという状況があります。ほかのところで調査しているかということでございますが、まだ確認はしておりません。ただそういう浄化槽の壊れについては、以前からこちらのほうは、浄化槽管理を毎年やっております、その中で指摘を受けていて、その整備する時期に来ているところで、そういう事態に陥ったということになります。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 他施設は未確認ということなんですが、子供たちがその上に登っているときに、そういう状況に陥った場合、大変危険だと思うんですが、なぜそういう状況が起こったときに、早急にほかの施設とか、そういったところ確認しなかったのか。危機管理がちょっと行き届いていないのではないかと思うんですが、その辺の答弁と。教育委員会のお考えを求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまご質疑について、説明いたします。

今回、修理を行う浄化槽の同年代の浄化槽は、存在しないといえますか。もう1基、今帰仁小学校の体育館のそばに新しい浄化槽があるんですが、そちらのほうは合併浄化槽になっておりまして、体育館の建設とあわせてつくられたものになっておりますので、比較的新しい浄化槽があります。そちらのほうは点検、そういう壊れとかという報告、毎年、浄化槽の管理の中で点検はしておりますが、今回崩れたような状態に陥るものではないと思われたので、そこまでのチェックはしていないという状況です。

危機管理についてでございますが、学校の施設の管理につきましては、安全点検という形で、校長先生を中心に定期的にやっていただいております。毎年6月がその時期というふうに聞いておりますけど、それは校長と教頭先生も一緒になって、学校中を見て回るという重点的な点検になっております。またその都度、よく子供が転ぶ場所とかがある場合は、その都度、教育委員会のほうに報告していただいて、すべり止めを行うような管理をしております。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 毎年、点検を校長が教頭と一緒にやるというんですが、これ学校の先生がこれ見てわかるんですか。どういう判断で、どういう根拠をもとに校長が見てわかるような状況なんですか。

それと学校が高低の差、保育所とか、そういったのは、どんなになっているんでしょうか。その辺、もろもろの子供たちの危機管理、その辺どういうふうを考えているのか。何か起こってからでは何事も遅いんですよ。もっと真剣に事前に取り組んでいかないといけないことだと思うんですが、その辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 9番山城議員のご質疑に、お答えいたします。

各小学校、中学校、幼稚園でも管理主任といいますか、管理責任者を置きまして点検を行っています。年に1回大きな点検を行うんですが、毎月点検を行っております。ただこの浄化槽につきましては、浄化槽の管理ということで、委託業者に管理をしていただいております。今回今帰仁小学校の浄化槽のこの破損につきましては、非常にコンクリートの厚みが厚かったということと、これまでの点検の中でもしばらくは大丈夫ということだったと思うんですが、今回の破損を契機に安全安心に関しては、十分な配慮をしながら、必要があれば点検を入れていきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいま9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 先ほどからコンクリートが厚いかということなんですけれども、これは外から見て厚いのはわかるんですか。みんなそれぞれ建築したときに、全部違ってくるとは思うんですけれども、その辺の確認、業者に委託しているからといって、業者がこの厚みとか測るんですか。業者がこれ安全なのか、危険なのか、わかるんですか。

それと「必要があれば」と言うんですが、必要だから、こういうことを言っているんですよ。危険回避のために。何考えているんですか。これが教育長の言う言葉ですか。そういった安全確認をするのが、当たり前でしょう。何が「必要があれば」か。それぐらいの考えしかないんですか。子供たちの安全を守るのがそうでしょう。教育長、当たり前のことでしょう。すべて必要なんですよ。再度、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 新城 敦教育長。

○ 新城 敦 教育長 9番山城議員のご質疑に、お答えします。

「必要があれば」と申し上げたのは、語弊があったと思います。この設置年数に応じて、重大な危機があればということではなくて、今後子供たちの安全安心に関しては、誠心誠意取り組んでいく所存でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 コンクリートの厚みの件でございますが、ほとんどが地面に埋まっていて、その部分は見えないんですが、今回壊れたものの浄化槽のふたの部分が1枚板といいますか。コンクリートの板の形で沈んでおりましたので、その沈んでいるときに、ふたの厚みが、コンクリートの厚みがあったというのを確認しているところです。通常であれば5cmから、10cm程度のコンクリートのかぶせになるのかなと思われるんですが、今回測った中ではかなり厚みがあったと。30cm近くあったという状況がありました。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 歳出について、質疑いたします。

7ページ、3款2項1目ですね。これの13節委託料のこの説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 5番與那議員の質疑について、ご説明いたします。

3款2項1目13節委託料になりますが、これにつきましては、幼保連携一体化施設整備事業、今婦仁小学校配置にあります用地に、平成31年4月オープン認定子供園の実施設設計の委託分ではありますが、現在この作業を進めているところでもありますけれども、子供たち、または先生の施設を利用するにあたっての動線の変更見直しが考えられたため、その設備機能を含めて、再度基本的な部分についての見直し調整を行うための追加分の変更設計ということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 実施設計の委託料ということで、変更見直しとありましたけれども、これは当初契約をして、その中で変わってくるものに対してまた補正を出すということになるとは思いますけれども、これもう少し、当初からしっかりと考えて設計してもらえれば、この委託料とかは必要なくなると思うんですけども、この辺のもう少し説明ですね。求めます。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

この計画は、平成27年度から行われておりまして、基本計画等の中に、あわせて施設設計も一応は入れ込む形で計画をしておりました。これは当初は平成30年4月、全国でも示されております待機児童ゼロプランに合わせた形の施設計画ということで、かなり急ピッチなタイトなスケジュールの中で行ってまいりました。その辺のところを含めて、用地選定等にも少し時間かかったということもありまして、この期間内に細部まで少し施設設計の中では、基本設計の細部のところまで、やはり調整が行き届いていなかったのかということもあります。その分につきましては、やはり検討した中で、もっともよいほうを今後50年使う施設なので、最もよい施設のあり方等を含めて、再度さまざまな角度から提案した中での変更ということで、当初の計画もよい計画でもありましたけれども、動線等を考えると、より望ましい施設の配置がいいのではないかとということで、施設大もとの面積等については、変更はなかったんですけども、一部構造部分ですね。屋根の高さ、それと屋根の幅、それに伴う耐震性などの見直しでしたので、どうしてもそういった部分が必要になったということです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 耐震性とか、いろいろとありますけれども、これ変更、業者持ちができないのかどうか。説明求めます。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

この部分につきましては、契約を行っておりますけれども、実施設計計画の変更ということで、双方、契約の中でも内容については協議した中での調整になりますので、その業務量を含めた形の協議をした中で、その分に相当する分の費用の面はつけなければならないという考えのもとで行っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第3号 平成28年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第3号 平成28年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第4号 業務委託契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 大城清紀 副村長

議案第4号

業 務 委 託 契 約 に つ い て

渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査支援委託業務について、次のように業務委託契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査支援委託業務 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 68,580,000円 |
| 4 契約の相手方 | 中城村字和宇慶781-43番地
株式会社 文化財サービス
沖縄営業所長 安座間 奈緒 |

平成29年2月14日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査支援委託業務の業務委託契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この議案を提出します。

次ページに、業務委託契約書と位置図を添付してございますので、参考にしてください。

○ **東恩納寛政 議長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 議案第4号 業務委託契約について、質疑を行います。

この渡喜仁浜原貝塚緊急発掘調査支援委託業務、この内容の説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 与那 満社会教育課長。

○ **与那 満 社会教育課長** 6番吉田議員の質疑について、ご説明いたします。

内容についてということでございましたので、9月定例会で1億3,400万円余りの開発業者によって、可能性がある土地5,455㎡の発掘調査に係る費用を計上しました。それが今回10月に入り開発の配置図が固まったということで、それに伴い発掘調査が必要、範囲が皆さんのお手元の地図にございますけれども、範囲が2,518㎡が確定しました。それによって当初の面積より縮小になったために、このような金額になっております。縮小されたということになっております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 以前に、試掘をやった経緯がありましたね。そのときに何か文化財が出たのかどうか。そういう経緯があったかどうか、確認をしたいと思います。

○ **東恩納寛政 議長** 与那 満社会教育課長。

○ **与那 満 社会教育課長** ただいまの質疑について、説明いたします。

渡喜仁浜原貝塚は、今から沖縄貝塚時代、中期から後期、約3000年から1000年前と言われておりますけれども、本土の歴史区分で縄文時代、後期から平安時代に相当する遺跡ということで、昭和51年、52年、平成19年、2007年ですね。に調査が行われております。そこで発掘調査では土器とか石器ですね。貝殻あとは人骨というのが出土しています。貝殻というのが、首飾りとか、そういったものが出てきております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 今、お聞きしたら、いろいろな文化財というか、発掘物が出たということでありますけれども、それについては今、歴史文化センターに保管をしているのかどうか。あるいは一部、展示をされているのかどうか、お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 与那 満社会教育課長。

○ **与那 満 社会教育課長** ただいまの質疑について、説明いたします。

展示はされておませんが、保管をしております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの6番 吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** これは専門的な事業でありますけれども、入札時に何社が指名をされたのか。それをお伺いしたいと思います。

それから今後、出るであろうと予想されると思いますけど、その文化財を大切に保管し、また将来、展

示に向けていっていただきたいと考えますけど、いかがですか。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

何社の入札かということでございましたけれども、県内10社の入札において、指名業者を選定しております。もちろんこの専門業者でございますので、大切な工事になっていくと思います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時39分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 説明もれがありました。

これからスタートするわけですので、これから出てきたものに対しては検討していくということでありませう。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 発掘調査の件ですけれども、これは海側のほうですか。それとも山手側ですか。お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 8番與那嶺議員の質疑について、ご説明いたします。

次ページのほうに地図がございますけれども、向かって上のほうが海側になります。手前のほうが陸側、手前の道路がありますけれども、一番右側にいきますと、現在のベルパライソのホテルがあるというふうになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第4号 業務委託契約について、質疑いたします。

この件は、将来ホテルを建てる計画のもとで発掘だと、私は思いますけれども、これは業者持ちということであるということでもあります。一応は、業者対業者でできなくて、村が契約をさせるということになると思うんですけれども、今はホテル計画ではこの面積、全部を使う予定なのか。相当の距離にかかっていますけど、将来のホテルを建てるための発掘調査として理解してよろしいでしょうか。説明願います。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 1番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

すべてをホテルが建つかということですかね。はい。そうではないです。

当初、それについての調査費用は、9月定例会に上げましたけれども、そのときにはホテル側が要はどこまで、図ができるのかということがありましたので、すべての積算を立てたんですが、今回この図面にあるとおり、発掘調査が必要な範囲の面積というのが、2,518.3㎡と、当初は5,400㎡という大きな、莫大な土地なんですけれども、これが縮小されたということで、余計なところは文化財にひっかからないところは調査しないです。そういった形で縮小されたために、その金額になっているということになっています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 じゃあ今、課長の説明では縮小されているということですが、ホテル計画にかかわらないところはカットして、関係する場所だけという形になるわけですか。

これ2,518㎡は、工事云々に関係するところだけをやるということで、5,000㎡以上あったところは、今残っているところは触らないで、とりあえず今、ホテル関係で使用する場所を調査するというで理解してよろしいですか。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

建物の建つ場所、やはり下を壊すというところについて、これを調査していくということでありまして。手前の黄色い部分のほうは、発掘の調査の範囲になってはいますが、ここは切土になってはいますので、ここもみんな入っていくという形になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 大体、理解しました。

工事云々で使う場所を調査するということですが、調査終わったら、大体何年ごろにこのホテル、契約に着工できる可能性があるのか。調査がいろいろ何カ年かかるかどうか。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

3月31日までの事業に今回なっておりますけれども、これを繰り越して、6月30日ですか。までには完了したい。そして先方のほうは、7月から始まり、平成30年の3月末には、開発側との調整も今しているところ。7月から始まり、平成30年3月末ですね。に終了する予定ということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 この調査で、こっちの発掘はもう終わりということで、平成30年3月までで終わるということだと思っておりますけど、その後、ホテル契約に進んでいくと思っておりますけれども、地元云々と調整はできているのかどうかですね。そうじゃないと、準備はしたけど、地元の受け皿がどうなっているかとなりますので、トラブルの要因になる可能性がありますので、この間で地元の同意をどうするか。

前のホテル計画でもいろいろとこの渡喜仁の件は出ましたので、今後どういう進んでいくのか。わかる範囲で説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

発掘調査についての説明は、今回議会も終わって、進める前に字と説明会を持っていきたい。そういうチラシとか、看板とか、そういったもので対応していくということも考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 発掘調査について、質疑いたしますが、緊急というふうにあるんですが、これは6月には着工したいという相手方が希望があるために、この緊急という文言がついたんでしょうか。

その辺、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 9番山城議員の質疑について、説明します。

緊急という文言がございましたけれども、これは文化財用語だということになります。「緊急」ということがつくようです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時52分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

「緊急」という言葉ですけれども、個人的な発掘調査とか、そういったものが各個人でもありますけれども、そういったもの緊急に入ってくる。まさにそうですね。緊急に入ってくる発掘調査のことを言っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 そうですね。開発業者は6月に着工したいということなんですが、この調査期間中に3月31日までに、重要な発掘物が出てきた場合には、どういう対応をするのか。相手方は6月に着工したいと言うんですが、この期間を延長するのか。そしてまた中止になる可能性もあるのか。その辺どのようになっているか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

重要なものが発見されたときに、どう対応するかということですが、発掘調査においては今帰仁村が重要と判断をして、文化財の保存措置等の取り扱いということがございまして、協定書の第18条にも載っておりますけれども、甲乙と別途協議していきます。図をどうしていくか。これを記録保存にするかということで、協議をしていく予定でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時53分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時54分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの説明漏れがございました。

どこまでの価値のものが出てくるかというのは、やってみなくてはわかりませんが、これ出てきた場合には、やはり両方と協議していくということで、今中断ということは、検討はしておりません。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 それでは国宝級あたりの重要なものが出てきた場合には、村にはそういった中止を求めるような「強制力」とか、そういったのはないのか。掘ってみたいことにはわかりませんが、何ごとも。その辺のお考え、対策、どういうふうを考えているのか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明します。

国宝級が出ましたら、これは文化財保護法によって、中断もあり得るというふうに考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時56分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

やはり国宝級とか、そういったのが出てきますと、「とめる」かということがありましたけれども、とめるか、それとも一旦「中止」にするとか。そういったふうなことになるかと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 質疑いたします。

発掘調査が行われる際に、村内に発生する雇用等があるのかどうかですね。お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時57分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 5番與那勝治議員の質疑について、説明いたします。

雇用があるかということでございましたけれども、まだ人数は特定できていないんですけれども、草刈りとか、そういったためには、今帰仁村からの雇用があるかと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 4月からですか。この発掘調査とか行われると思いますけれども、ちょうど学生とか、卒業するのはいいけど、仕事がないという方が結構いて、今でも相談あるんですけれども、ちょうどいい機会ですね、短期的に今帰仁村内で雇用があれば、助かるなどと思って質疑いたしました。ぜひ、業者のほうに今帰仁村から雇用、雇ってくれということを伝えてほしいんですけれども、その辺の見解を答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

雇用については、できる限り業者に対して村内からお願いしたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 質疑いたします。

今までの流れから、大方のものはわかったんですけれども、1点だけ確認の意味も含めて、この業務委託契約書の中の中段にあります「別添の条項によって」とありますけれども、その別添というのは、何を指しているのかですね。これに添付されているのか。お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時59分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時01分)

与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 11番座間味議員の質疑について、説明いたします。

この契約書は1枚になっておりますけれども、契約の中身につきましては、1条から48条、約15ページほどの中身に沿って、別添の条件ということになっているようです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 別添はあるということですが、この中に「別添の条項によって公正な委託契約を締結し、」とありますので、これはこの資料に添付しなくてもいいものなんでしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

通常は今、確認しますとこのような中身、条文は添付しておりません。表のものだけを契約担当のほうで結んでいるようです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時03分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第4号 業務委託契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第4号 業務委託契約について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時12分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 吉 田 清 尊

署名議員 與那嶺 好 和